

○鹿嶋市介護予防支援嘱託職員要綱

平成23年12月6日

告示第219号

改正 平成28年3月30日告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿嶋市に居住する高齢者が、住み慣れた地域の中で介護が必要な状態にならずに自立した生活を送ることができるよう高齢者の日常生活の支援を図るため、鹿嶋市一般職の嘱託職員規則（平成18年規則第24号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、鹿嶋市介護予防支援嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 嘱託職員は、地域住民や関係機関等からの相談支援業務に特に必要と認められる能力を有する者を、次の各号に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 保健師・看護師・介護支援専門員・健康運動指導士等の資格を有する者
- (2) その他鹿嶋市の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

(職務)

第3条 嘱託職員は、地域における介護予防事業の推進を図るため、次の各号に掲げる職務の遂行に努めるものとする。

- (1) 高齢者の相談支援に関する事項
- (2) 介護予防事業の普及啓発に関する事項
- (3) 介護予防事業の支援に関する事項
- (4) その他所属長が指示する事項

(任用の更新)

第4条 規則第7条に規定する勤務成績が良好であるとは、第7条に規定する評価基準の評価がB以上である場合とする。

(勤務時間)

第5条 嘱託職員の勤務時間は、規則第11条に規定する休日を除き、1週間当たり31時間とし、その割り振りは、職務に応じて所属長が定める。

(報酬)

第6条 規則第14条に規定する報酬月額の基礎は、鹿嶋市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第9号）第5条別表第2に定める行政職給料表1級31号給から1級42号給に定める額の範囲内とし、職務内容等を考慮して任命権者が定めるものとする。

（平28告示33・一部改正）

(評価基準)

第7条 規則第7条に規定する勤務成績の判断は、次表の評価基準に基づき行うものとし、評価の方法等は、別に定める。

行動の水準	評価
特に優れている	S
優れている	A
標準	B
劣る	C
特に劣る	D

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第33号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。